

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部 門  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

一  
居宅介護支援

宮城県知事  
村 井 嘉 浩

## 目 次

### 告 示

ページ

○生活保護法による介護機関の指定

(社会福祉課)

一

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

(同)

二

○老人福祉法に基づく措置命令

(長寿社会政策課)

三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

三

○保安林の指定の解除(二件)

(森林整備課)

三

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

四

○道路の区域変更

(道路課)

四

○道路の供用開始

(同)

五

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

五

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁高校教育課)

五

## 告 示

○宮城県告示第八百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成三十年十月二日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
小規模多機能ホームりつわ	栗原市栗駒岩ヶ崎茂庭町四十三	株式会社りつわ	栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢六十六	平成三十年五月一日

二 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームさおの杜	刈田郡蔵王町大字曲竹字田中四十八番地一	社会福祉法人桃寿会	刈田郡蔵王町大字曲竹字道路西八番地十	平成三十年五月三十一日

三 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームさおの杜	刈田郡蔵王町大字曲竹字田中四十八番地一	社会福祉法人桃寿会	刈田郡蔵王町大字曲竹字道路西八番地十	平成三十年五月三十一日

○宮城県告示第八百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
松島医療生活協同組合まつしまホームヘルパー	宮城県松島町松島字普賢堂二一十一	松島医療生活協同組合	宮城県松島町字普賢堂一四まつしまの郷	平成三十年二月一日
津谷居宅介護支援事業所	宮城県松島町字普賢堂一四まつしまの郷	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	気仙沼市東新城二丁目一番地二	平成三十年四月一日
新	気仙沼市本吉町津谷松岡一〇六	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	気仙沼市東新城二丁目一番地二	平成三十年四月一日
旧	気仙沼市本吉町津谷松岡一〇六	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	気仙沼市東新城二丁目一番地二	平成三十年四月一日
新	気仙沼市本吉町津谷松岡五十一一六	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	気仙沼市東新城二丁目一番地二	平成三十年四月一日
旧	気仙沼市本吉町津谷松岡一〇六	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	気仙沼市東新城二丁目一番地二	平成三十年四月一日

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
	あん暖手ケアプランセンター		あおば在宅センター		気仙沼市南部地域包括支援センター		訪問入浴サービスもとよし	
	石巻市須江しらすぎ台三丁目三番八号メゾン・ド・エグレットB一〇二・一〇二		塩竈市野田九一六ステーションコート塩釜一〇二		気仙沼市本吉町津谷松岡一〇六		気仙沼市本吉町津谷松岡一〇六	
	石巻市渡波字上榎壇一二九一		塩竈市野田九一六ステーションコート塩釜一〇二		気仙沼市本吉町津谷松岡一〇六		気仙沼市本吉町津谷松岡五十一一六	
	株式会社仙台在宅サービス		株式会社仙台在宅サービス		社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会		社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	
	石巻市三輪田字新寺前五十六番地		仙台市宮城野区東仙台四一七十七六		気仙沼市東新城二丁目一番地二		気仙沼市東新城二丁目一番地二	
	仙台市宮城野区新田三一五一一二		仙台市宮城野区東仙台四一七十七六		気仙沼市東新城二丁目一番地二		気仙沼市東新城二丁目一番地二	
	平成三十年六月一日		平成三十年五月十五日		平成三十年四月一日		平成三十年四月一日	

○宮城県告示第八百八十九号  
 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第十三項の規定により、改善に必要な措置を採るべきことを命じたので、同条第十五項の規定により告示する。  
 平成三十年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地
医療法人而成会	サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム）	大崎ミッドタウン総合メディアケアセンター	大崎市松山金谷字中田七十六番一

二 命令の内容

法令に反する行為が再び発生することのないよう、虐待防止を含む高齢者の権利擁護に関する研修を職員に対し定期的に実施する等により、法令遵守を徹底すること。

三 命令年月日

平成三十年九月二十日

○宮城県告示第八百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。  
 平成三十年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇二〇〇三八〇	せんだんの杜のう訪問介護事業所 石巻市桃生町中津山字八木四十六一三	重度訪問介護	社会福祉法人東北福祉会	平成三十年九月三十日

○宮城県告示第八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 平成三十年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

2 名取市閑上字東須賀二の一（次の図に示す部分に限る。）、二の二〇、二の三四  
保安林として指定された目的  
潮害の防備

3 解除の理由  
指定理由の消滅

二一 解除に係る保安林の所在場所

名取市閑上字東須賀二の一（次の図に示す部分に限る。）、二の二〇、二の三四

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町出島字福合浦七の六、九の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
塩竈市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 大島線

三 道路の区域

変更の区間			変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前 A	後 B	前 C	前	四・〇〇	三四二・〇	上記 A、B、C 及び D は、関係図面に表示する敷地の区分をい
			後	四・〇〇	一九九・七	
				四・二〇	二二〇・八	

気仙沼市磯草三一七番一地从先から  
同市田尻二〇九番一〇地先まで

気仙沼市浦の浜四七番一地从先から  
同市田尻六三番一地从先まで

後	
C	D
四・二〇・八	一・一〇・四
二二〇・八	五二二・九

○宮城県告示第八百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島線	気仙沼市磯草三一七番一地从先から 同市田尻二〇九番一〇地从先まで	平成三十年十月二日

○宮城県告示第八百九十六号

美里東部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年九月二十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年十月二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 川 名 一 彦

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称 岩沼市押分字西土手百六番一、百五番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
神奈川県横浜市中区築区あゆみが丘五番三十二  
百三号 酒井 知子

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
- 1 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県塩釜高等学校 一式
- 2 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県亘理高等学校 一式
- 3 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県本吉響高等学校 一式
- 4 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県登米総合産業高等学校 一式
- 5 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県黒川高等学校 一式
- 6 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県工業高等学校 一式
- 7 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県白石工業高等学校 一式
- 8 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県石巻工業高等学校 一式
- 9 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県鹿島台商業高等学校 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日
  - 一の1 一の8 平成三十年八月二十一日
  - 一の9 平成三十年八月二十二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
  - 一の1 富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地
  - 一の2 日通商事株式会社 東京都港区海岸一丁目十四番二十二号
  - 一の3 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
  - 一の4 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
  - 一の5 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
  - 一の6 株式会社J ECC 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
  - 一の7 日通商事株式会社 東京都港区海岸一丁目十四番二十二号
  - 一の8 株式会社SK2 東京都港区赤坂三丁目二十一番十六号

一の9 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号  
五 落札金額

一の1 七千五百五十三万九千二百円

一の2 三千四百二万円

一の3 二千九百五十七万四千七百二十円

一の4 五千二百九十一万五千六百八十円

一の5 八千四百八十八万円

一の6 五千五百七十万八千五百六十円

一の7 五千四百六十八万四千七百二十円

一の8 千八百七十二万七千二百円

一の9 二千九百八十万八千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
七 入札の公告を行った日 平成三十年七月十日